

報道関係者 各位

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた  
新型インフルエンザ患者について

10月2日、神奈川県横須賀市より、感染症法に基づく急性脳炎としての届出がなされるとともに、別添の通り情報提供がございましたので、お知らせいたします。

なお、患者の個人情報については、特段のご配慮をお願いいたします。



# YOKOSUKA NEWS RELEASE

平成21年(2009年)10月2日

報道機関様

横須賀市市民安全部長

感染症法に基づく急性脳炎としての届出が行われた新型インフルエンザ患者について

9月30日にインフルエンザA型の感染が確認された患者(9歳の女子・小学3年生・横須賀市在住)について、10月1日に感染症法に基づく急性脳炎(インフルエンザ脳症)の発生届が提出されましたので情報提供します。

## <経過>

9月30日 39℃の発熱、咳、嘔吐により、11時頃、市内の医療機関受診、インフルエンザ迅速診断の結果インフルエンザA型により、タミフルを処方される。

同日 22:23 解熱せず(40.4℃)救急医療センターを受診、意識障害があったため、インフルエンザ脳症の疑いで、市内病院に転送

同日 23時ごろ 市内病院に入院、意識障害があり、MRI検査の結果脳炎と診断

10月1日 検体を採取し、健康安全科学センターにてPCR検査実施

10月2日 PCR検査結果判明、新型インフルエンザ陽性確認

## <現状>

治療により、意識障害も改善し、回復に向かっている。

(事務担当は、市民安全部危機管理課 鶴飼 内線1403 直通046-822-8410)